

## 【 選 択 式 問 題 】

〔問 1〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1. 健康保険において「適用事業所」とは、次の①、②のいずれかに該当する事業所をいう。

① 適用業種である事業の事業所であって、□ A □の従業員を使用するもの。

② ①にかかげるもののほか、□ B □の事業所であって、常時従業員を使用するもの。

2. 適用事業所以外の事業の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。この認可を受けようとするときは当該事業所の事業主は、当該事業所に使用されるもの（□ C □となるべきものに限る。）の□ D □の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

3. 前記2.の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。この認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用されるもの（□ C □であるものに限る。）の□ E □の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

### 選択肢

- |                |              |            |
|----------------|--------------|------------|
| ① 常時           | ② 3分の1以上     | ③ 常時10人以上  |
| ④ 常時5人を超える     | ⑤ 非適用業種である事業 |            |
| ⑥ 任意継続被保険者     | ⑦ 4分の3以上     | ⑧ 過半数      |
| ⑨ 国、地方公共団体又は法人 | ⑩ 3分の2以上     |            |
| ⑪ 5分の3以上       | ⑫ 常時5人以上     | ⑬ 全員       |
| ⑭ 船舶           | ⑮ 5分の4以上     | ⑯ 日雇特例被保険者 |
| ⑰ 2分の1以上       | ⑱ 臨時的事業      | ⑲ 被保険者     |
| ⑳ 退職被保険者       |              |            |

## 【 択 一 式 問 題 】

- 〔問 1〕 被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 法人の代表者は、法人から報酬を受けているか否かにかかわらず被保険者になることはできない。
  - B 事業所の所在地が一定しないものに使用される者は、6月を超えて使用されたときから被保険者となる。
  - C 1日又は1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が当該事業所において同様の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね2分の1以上であって、常用勤務としての雇用関係が認められる者は被保険者となる。
  - D 常時5人以上の従業員を使用して建築の事業を行う事業所に雇用された場合、日本国籍を有しない者は被保険者とならない。
  - E 臨時に使用されるものであって、1月の期間を定めて使用されるものは、1月を超えて引き続き使用されるに至ったときから被保険者となる。
- 〔問 2〕 保険料等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数と被扶養者数とを合算した数を基準として、厚生労働大臣が算定する。
  - B 国庫は健康保険組合が管掌する健康保険事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額の一部の1000分の130を乗じた額を補助する。
  - C 健康保険組合は、被保険者が介護保険第2号被保険者に該当しない場合でも、その被扶養者が介護保険第2号被保険者に該当する場合には、規約に定めれば、その被保険者から介護保険料を徴収することができる。

- D 事業主は被保険者に通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき当月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月及び当月の標準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除することができる。
- E 育児休業を取得している被保険者については、事業主が保険者に申し出ることにより、保険料が免除されることになっているが、育児休業期間が終了したとき及び当該育児休業期間中に退職により被保険者資格を喪失した場合には、必ず事業主に保険料免除の終了通知が行われる。